

## 浜松市自然環境保全事業費補助金交付事業について【ご案内】

### 1 事業の目的

浜松市は広大な森林をはじめ、浜名湖や遠州灘、天竜川など豊かな自然環境に恵まれています。中でも森林は、市の面積のうち66%を占めており、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能を有しています。

本事業では、浜松市森林環境基金を活用し、広く市民団体・企業等から自然環境を保全する事業を公募し、補助を行うことにより、森林、河川等の自然環境を守り育て、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、これらに寄与する林業の振興を図ります。

浜松市森林環境基金とは、市民や企業の皆様から寄せられた資金を、浜松市の森林、河川などの自然環境の保全に活用していくものです。

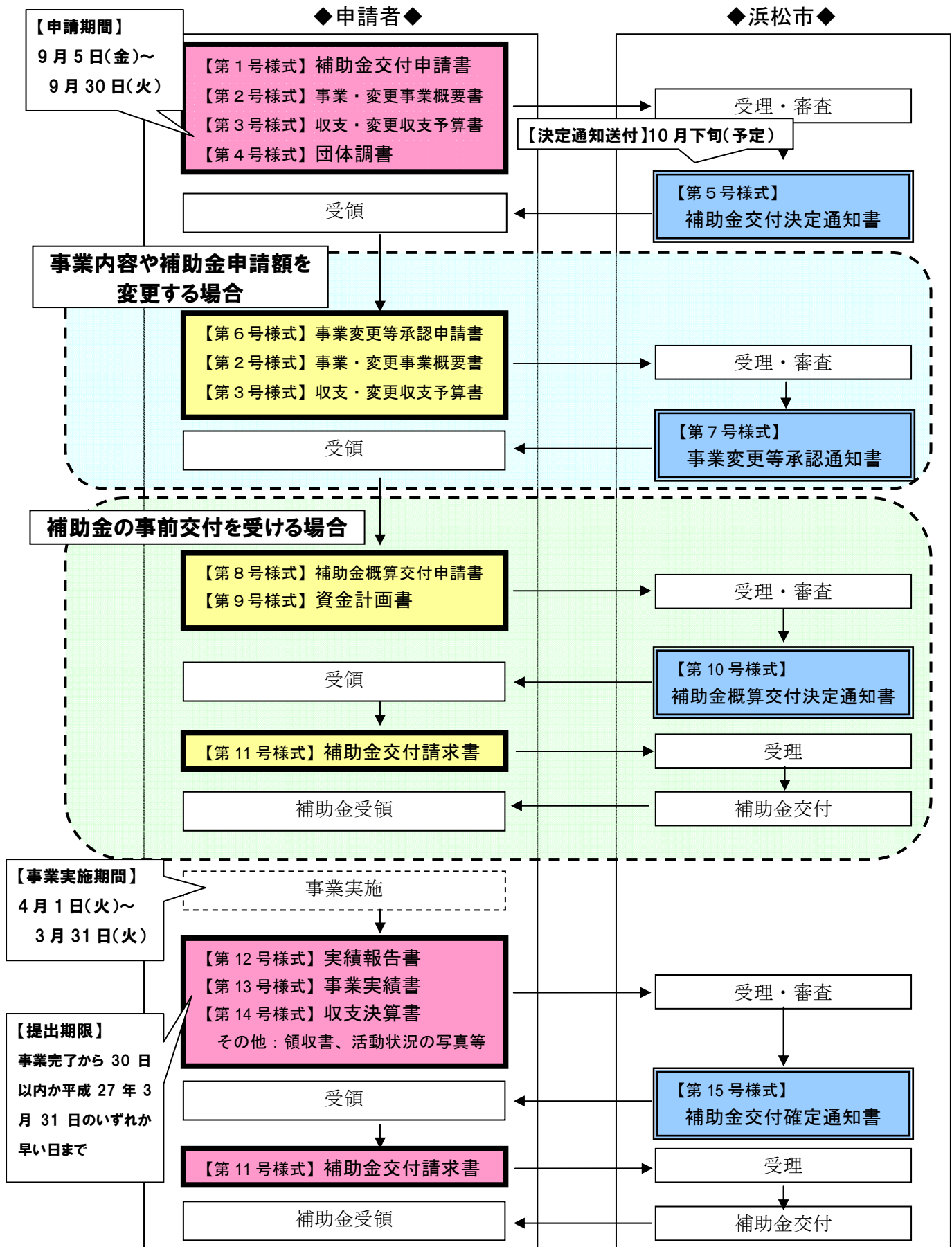
### 2 事業概要

対象者	3人以上で組織される市民団体や事業者など
対象要件	(1) 平成26年度に実施する事業であること (2) 浜松市内で実施する事業であること (3) 次に掲げるいずれかに該当する事業であること ア 森林、河川等の自然環境の保全活動に関する事業 イ 公益的機能の維持増進のための林業振興に関する事業 ウ 森林、河川等の自然環境の保全についての啓発の推進に関する事業 エ 森林、河川等の自然環境の保全のための市民や事業者との連携推進に関する事業 オ 森林、河川等の自然環境の保全のための調査研究に関する事業 (4) 活動場所となる土地の所有者又は管理者から使用承諾を得ている事業 (5) 公共の利益を目的とする事業 (6) 広く市民の参加が見込まれる事業（団体構成員以外の市民の参加）
活動対象期間	平成26年4月1日（火）～平成27年3月31日（火）
対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料 ※詳細は、補助金交付要綱の別表をご確認ください。
補助金額	補助対象経費の1/2以内（上限30万円）

### 3 平成 26 年度浜松市自然環境保全事業費補助金交付事業【手続きフロー図】

申請者が市に提出する書類

市から申請者に送付する書類



## 4 申請方法等

補助金交付要綱に基づいて、規定の様式で申請してください。

### (1) 交付申請

交付申請受付期間は、**平成26年9月5日（金）～9月30日（火）**です。

申請は以下の様式をご記入の上、環境政策課まで直接持参してください。

- ・【第1号様式】補助金交付申請書
- ・【第2号様式】事業・変更事業概要書
- ・【第3号様式】収支・変更収支予算書
- ・【第4号様式】団体調書
- ・団体等の構成員の名簿
- ・【課税対象となる法人のみ】直近の納税証明書（完納が証明されるもの）及び市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

### (2) 審査及び付決定通知書の送付

申請事業は、浜松市自然環境保全事業採択審査会にて審査します。審査は、以下の項目を主な審査項目として、選定を行います。

整合性：申請事業の内容が補助事業の目的、趣旨に合致したものであるか。申請事業に要する経費が内容等から判断して適切であるか。広く市民に開かれた事業であるか。

具体性：事業計画が実行可能な方法、計画、予算で立案されているか。団体として事業を実施できる体制が整っているか。

効果性：事業実施により得られる成果や地域内外への波及効果がどの程度見込まれるか。事業に参加した市民の森林や河川等の自然環境への理解が深まるとともに、それらを守り育てる意識の向上が十分見込まれるか。

発展性：事業が一過性のもので終わらず、継続的に行われ、地域や対象を拡大していく可能性があるか。

審査の結果、補助金交付対象事業として決定しましたら、【第5号様式】補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

### 補助金の交付が決定したときは・・・

事業の実績報告にあたり、補助対象経費については領収書又はそれに準ずるものを添付していただく必要があります。事業を実施していく中で、実績報告に向けてご用意ください。領収書やそれに準ずるものは、それぞれ内訳の分かる内容を記載するか別に明細書を添付してください（下記参照）。補助対象経費やその上限額については、補助金交付要綱の別表を確認してください。

### 領収書又は明細書の記載内容

人件費 ……業務を行った日付、単価、時間数、業務内容の詳細  
需用費、役務費、賃借料等……支出した単価、個数や部数、用途（いつ何に使用したのか）  
領収書を徴することのできない旅費や燃料費（移動用）の場合

……領収書のほかに、行程表（始点と終点、その距離）を添付

燃料費（移動用）は、当日の使用分がわかるように、前日に給油を済ませ、事業終了後に給油してください。

実績報告の際に、移動距離と給油量から概ね 10km/l を目安として妥当性を判断します。

領収書に上記の明細が記載できない場合は、収支決算の明細書を添付してください（下記参照）。

支出日	品名等	科目	内訳	単価	数量・時間	金額	用途
平成26年6月2日		賃金		800	4時間	3,200円	5/28 自然観察会講師
平成26年7月19日	コナラ苗木	需用費	消耗品	250	200個	50,000円	8/1 植林イベント用
平成26年9月8日	草刈機借用代	使用料・賃借料	器具機械費	500	6時間	3,000円	9/8 草刈用

(3) 事業変更等承認申請

交付決定者は、事業の内容に変更が生じる場合や、補助対象経費の総額の20%を超える業変更を行う場合、速やかに下記の書類を提出してください。

- ・【第6号様式】事業変更等承認申請書
- ・【第2号様式】事業・変更事業概要書
- ・【第3号様式】収支・変更収支予算書

(4) 補助金概算交付申請

交付決定者は、事業完了前に補助金の交付を受ける必要がある場合は、下記の書類を提出することで、補助金の概算交付の請求をすることができます。概算交付額は、補助金交付決定額の80%以内を原則とします。

- ・【第8号様式】補助金概算交付申請書
- ・【第9号様式】資金計画書

上記の申請があったときは、内容を審査のうえ、補助金の概算交付が適当であると認められる場合に、【第10号様式】補助金概算交付決定通知書により通知します。

補助金の概算交付の決定を受けたら、下記の書類を提出し、補助金の請求を行ってください。

- ・【第11号様式】補助金交付請求書

(5) 事業実績報告

交付決定者は、補助事業完了から30日以内又は平成27年3月31日のいずれか早い日までに下記の書類等を提出してください。

- ・【第12号様式】実績報告書
- ・【第13号様式】事業実績書
- ・【第14号様式】収支決算書
- ・活動状況等の写真
- ・補助対象経費に該当する領収書又はそれに準ずるもの（明細が確認できるもの含む）

(6) 審査及び交付額確定通知書の送付

実績報告の内容を審査し、適正に事業が遂行されたと判断した場合は、交付すべき補助金の額を確定し、【第15号様式】補助金交付確定通知書により通知します。

概算交付を受けた団体等の補助金交付確定額が概算交付額に満たなかった場合は、補助金交付確定通知と併せて【第17号様式】補助金返還命令書により、その差額の返還を求めます。

(7) 補助金交付請求

補助金の交付確定を受けた補助事業者は、下記の書類を提出し、補助金の請求を行ってください。

- ・【第11号様式】補助金交付請求書

(8) その他

交付決定した補助金の額は、実績報告の内容や申請状況に応じて一部減額する場合があります。

補助金の交付申請を辞退するときは、【第16号様式】補助金交付申請辞退届を提出してください。

## 【「浜松市自然環境保全事業費補助金交付要綱」の運用について】

### 要綱第3条第1項第3号「補助対象事業」の事業例について

#### 森林や河川等の自然環境の保全活動に関する事業

水源の元となる森林や河川などの自然環境を保全し、公益的機能を十分に発揮できるように整備するもの。

- 水源林の間伐・植林事業
  - ・ 水源かん養の基となる上流の森林の間伐、植林などにより整備することで、公益的機能を維持する。
- 里山保全事業
  - ・ 竹林の整備や里山の手入れ作業やなど、里山の保全につながる事業。

#### 公益的機能（※）の維持増進のための林業振興に関する事業

森林の荒廃を防ぎ、保全していくために、木材の需要拡大による林業振興を推進するもの。

- 地域材の生産現場である森林の見学会
  - ・ 地域材が良質であることを認識してもらうため、地域材の生産現場である森林や製材工場、住宅の建築現場を見学する。
- 間伐材製品の提案や加工講習会
  - ・ 間伐材の積極的な利用促進を図るため、間伐材製品の提案を行ったり、間伐材を市民に知ってもらうための加工講習会を実施する。

※公益的機能・・・

森林の有する多面的機能から、木材生産機能を除いたもの。森林は、水源かん養機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能など、数多くの恩恵をもたらしている。

#### 森林や河川等の自然環境の保全に関する啓発の推進に関する事業

森林や河川などに関する学習会の実施により、自然環境保全への関心を高めるもの。

- 自然観察会
  - ・ 森林や河川、里山などのフィールドにおいて、そこに生息・生育する動植物を観察したり、体験活動を行ったりすることを通じて自然に触れ、関心を高めるきっかけとする。
- 間伐作業体験会
  - ・ 森林で間伐や枝打ちの体験を通じて、林業の大変さ、大事さを学ぶとともに、木を育て森を守ってゆくことの楽しさに触れる。

### 森林や河川等の自然環境の保全のための市民や事業者との連携推進に関する事業

市民や環境団体、企業が、地域社会と一体になって、自然環境の保全に資金的、人的、知的協力を行いやすい体制を作るもの。

#### ○ 森林活用セミナーの開催

- ・市民と企業と林業者が連携して森林づくりを進めるためのシステムづくりを目的とした、森林活用セミナーを開催する。

#### ○ 市民環境会議の開催

- ・自然環境に関する環境問題をテーマに討議し、市民と企業が連携して課題を解決していくためのパートナーシップを構築・推進する。

### 森林や河川等の自然環境の保全のための調査研究に関する事業

調査研究により収集した情報を元に、自然環境の保全を推進させるもの。

#### ○ 動植物の調査事業

- ・森林や河川などにおいて動植物の生息・生育調査を行い、保全すべき動植物の情報を収集する。

<申請書の提出・内容に関する問合せ先>

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎4階  
浜松市環境部環境政策課  
TEL 053-453-6149 FAX 053-450-7013  
E-Mail kankyoushou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<申請書のダウンロード>

【市ホームページ(トップ)】>【くらし・手続き】>【環境】>【自然との共生】  
>【森林環境基金事業】>【平成26年度浜松市自然環境保全事業】